組合ニュース

発行所
大阪府衛生管理協同組合
編集事務局・広報部
〒556-0011 大阪市浪速区
難波中2丁目7−25
TEL 06-6633-2460
FAX 06-6633-1652

ごあいさつ

大阪府衛生管理協同組合理事長　藤野　静男

暑中お見舞い申し上げます。平素は大阪府衛生管理協同組合の運営及び活動に対しまして、ご指導・ご鞭撻を賜り誠に有り難うございます。

あの東日本大震災から早いもので五〇〇日を越えましたが、復興は未だ完全ではありません。水道・ガス・電気というライフラインは早急に復旧されましたが、社会の静脈である下水道は管路施設だけでなく処理施設も壊滅的な被害を受けたため相当の時間を要しました。集合処理のリスクが図らずも露呈した訳です。個別処理である浄化槽は余程のダメージでもない限り支障なく使用でき、「有事に強い浄化槽」が証明されたのではないかと自負しております。

大阪府は現在、十一条検査の受検率が全国ワースト2という不名誉な称号を頂戴しておりますが、来年度より受検率を高める方策を強力に推し進める方針だそうです。ご承知のように、我々浄化槽維持管理業者にとって、十一条検査は日頃の管理が適正かどうかを測る成績表のようなものです。自らの管理技術をより高めるためにも、当組合と致しましては、この大阪府の動きに全面的に協力する所存であります。

一方、府から市町村への権限移譲という流れの中で、従来は各保健所が有していた「浄化槽への指導」が市町村へ移りつつあります。生活排水の適正処理は自然環境を守るだけでなく、快適な生活環境維持のためにも不可欠であります。住民により近い立場にある市町村が積極的に「浄化槽への指導」にあたることは、今までよりもきめ細かい指導が期待され、十一条検査の受検率も向上すると思われます。

「水都　大阪」の名に恥じぬよう、当組合は管理技術向上に向け、切磋琢磨して参る所存ですので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

平成24年度（第48期）通常総会開催

～島根県松江市玉造温泉佳翠苑皆美において～

好天に恵まれ予定より大幅に早く旅館に着き、準備万端、全理事がひな壇に並びスタート。定則数の確認後、式次第により米田副理事長の挨拶で始まり、祝電披露の後議長に米田副理事長が指名され議案審議に入った。

式次第

一、開会あいさつ
一、理事長あいさつ
一、祝電披露
一、議長選出
一、平成二十三年度事業報告書承認に関する件
一、平成二十三年度収支決算書財産目録貸借対照表損益計算書並びに剰余金処分案承認に関する件
一、平成二十四年度事業計画案承認に関する件
一、平成二十四年度収支予算案承認に関する件
一、閉会のあいさつ

議案審議

米田副理事長が議長に指名され、4議案の審議がなされた。

第1号議案平成二十三年度事業報告承認に関する件では、事務局より7理事会について報告があった。

主な内容は理事構成の見直しに関して、第1回大阪マラソン2011沿道仮設トイレ収集作業に関して、浄化槽清掃マニアル編集に関していずれも3回審議された。

また、大阪市内浄化槽実態調査について2回、青年部報告5回等があった。

特筆すべき事項としては、10月30日の第一回大阪マラソンです。

大阪城からインテックス大阪までの沿道の仮設トイレ300基を15社、7班体制で収集し森の宮下水処理場内の中浜流注場に当日搬入した。なお今回初めて業務運営組織図が発表され、今後の検討課題とした。

第2号議案平成二十三年度収支決算書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、並びに余剰金処分案承認に関する件については、脇田隆博税理士事務所長脇田顧問税理士より決算報告書に基づき詳細説明があった。なお、財産目録に関して若干の質疑があり、後日定例理事会で精査報告を行うこととなった。また、これらの監査結果は㈱前田環境の外村文昭監事からあり、会計関係書類を綿密に精査したところ、いずれも正確かつ適切に執行されていた旨、報告がなされた。

さらに、第3、第4議案の平成二十四年度事業計画や収支予算案について慎重な審議がなされ満場一致で承認された。最後に再び米田副理事長より閉会あいさつがあり平成二十四年度総会が全て終了した。

追記…冒頭の挨拶の中で、米田副理事長から5月8日に藤野理事長の見舞いに行き、順調に回復されていた、との報告がありました。

暑中お見舞い申し上げます（平成24年）

理事長　藤野　静男
副理事長　総務委員長　川口　廣次郎
理事　柾木　隆弘
理事　畑中　政浩
理事　松藤　次郎
理事　南　和天
副理事長　統制渉外委員長　米田　健司
理事　三ツ川　浩一
理事　岸田　正義
理事　森　広治
理事　齋藤　純代
理事　松本　えり奈
広報委員長（理事長兼務）
理事　永田　伊智朗
理事　辻　貴之
理事　野中　久泰
監事　外村　文昭
青年部委員長　金澤　一也

山陰路の名湯玉造温泉の旅

～島根、大根島由志園（牡丹）松江堀川めぐり～

ぬけるような青い空が広がる快晴の朝、8時集合のバス組み21名は10分も早く全員がそろい、いざ山陰路を目指し出発した。

平成十九年の皆生温泉と同じコースで馴染みがありどことなく気安い気持ちの皆様です。余裕を持って昼まえに白鳳の里に到着。自家工房造りの名水とうふ料理で旬の味覚を心ゆくまで楽しみ、素朴な風味を醸すどんぐり焼酎を試飲し、入口庭園にあり神代から湧き出る大山の湧水を飲用し散策した。ほどなく半時間ほどしてあの横山大観で世界的に有名な足立美術館を訪れ今回は私としては四季の自然が迎えてくれる歓迎の庭、窓がそのまま額縁になった生の額絵や床の間の壁をくりぬいた生の掛け軸等白砂青松庭、枯山水庭を心静かに鑑賞した。

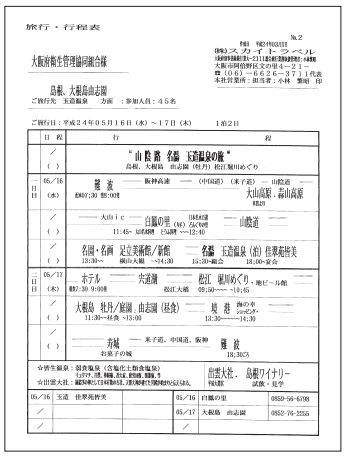

旅行・行程表

№2

大阪府衛生管理協同組合様

〒541-0041
(株)コスプレイト・トラベル
国土交通大臣登録第1811号
大阪市中央区北浜東3番地3-4階
大阪市阿倍野区文の里4－21－
電（06）－6626－3711 代表
本社営業所：担当者：小林　繁樹　印

島根、大根島由志園

ご旅行先　玉造温泉　方面　：参加人員：45名

ご旅行日：平成24年05月16日（水）～17日（水）　1泊2日

日付	曜	行程
	／（ ）	"山陰路　名湯　玉造温泉の旅" 島根、大根島　由志園（牡丹）松江堀川めぐり
05／16日	（水）	羅　臼 ―― 阪神高速 ―― （中国道）（米子道） ―― 山陰道 ―― 大山高原・蒜山高原 出発7:30　到着10:00　昼食
	／（ ）	大山ｉｃ ―― 白鳳の里（昼食）（ｈｏ）名工房巡 ―― 山陰道 ―― 日野川沿 11:45～ 豆腐製造　とうふ料理 ～13:40
	／（ ）	名園・名画　足立美術館／新館 ―― 名湯　玉造温泉（泊）往事彩怡美 13:30～　横山大観 ～14:30　15:30～総会　18:00～宴会
05／17日（木）	（ ）	ホテル ―― 宍道湖 ―― 松江　堀川めぐり・地ビール館 朝7:30 9:00朝　松江大橋　09:50～～ ～10:45
	／（ ）	大根島　牡丹／庭園　由志園（昼食） 11:30～社食 ～13:00 ―― 境　港　海の幸ショッピング 13:30～～～～～14:30
	／（ ）	帰阪 ―― 米子道、中国道、阪神 ―― 羅　臼 お家までの帰　18:30迄

☆昼食弁当：朝食弁当（各地在土物弁当使用）
ちり77、弁、鯛鯛、さば、鶏唐揚、鶏唐、ち

☆出張大往：鶏肉味噌ちり材料使用、大根味噌ちり鶏肉使用なし使用。

出張大往，　島根ワイナリー
味噌蔵　試飲・見学

05／16	玉造　往来旅館宴	05／16	白鳳の里　0852-56-6380
／		05／17	大根島　由志園　0852-76-2255
／		／	

美術館を後に、一路玉造温泉佳翠苑皆美を目指し三時過ぎに到着したが、総会会場には既に別途マイカー参加者の顔も見かけ直ちに会場準備を完了し、スタンバイした。第48期総会は予定の4議案審議を全て満場一致で終了した。温泉で疲れをいやし、懇親会では民謡安来節と民俗舞踊のどじょうすくいの生の御座敷芸を楽しみました。またカラオケもありおおいに宴席は盛り上がった。翌日少し遅い出発となり宍道湖畔の道をたどり松江堀川ふれあい広場についた。

松江城を囲む堀を小舟でめぐり、船に揺られながら水辺の青鷺や五位鷺を眺め川面を渡る風に時を忘れ、時代を超えその姿を残す森の自然や堀の美しさに1時間のタイムスリップを経験した。

中海の大根島で出雲人参の栽培や牡丹園を見学し、由志園で昼食を食し散策後、境港で海の幸をショッピング、帰路につき無事に帰着しました。

浄化槽法11条検査について

大阪府健康医療部環境衛生課　課長補佐　木村直昭氏

大阪府環境衛生課の木村と申します。平素は、本府の浄化槽行政の推進に多大なご協力を戴き、誠に有難うございます。本日は、浄化槽法11条の検査方法について、大阪府で考えている事がございまして、そのことにつきまして理事会の場をお借りして、ご説明をさせていただきたいと思いお邪魔をさせていただきました。

現在、大阪府では、浄化槽整備を推進するために、個人設置型事業とか、市町村が浄化槽を各戸毎に整備をして管理運営していく市町村設置型事業の導入促進を図っているところでございます。そう云った中で、これまでに、ある一定大阪府内に於いても浄化槽整備が進んできたと云うふうに考えております。

しかしながら、今後、更に浄化槽整備を進めて行くには、今後は、浄化槽に対する府民の信頼性の向上が非常に重要になってくると考えています。

市町村設置型事業で申し上げますと、維持管理の方は市町村がすると云う事でありますから、当然、浄化槽の清掃でありますとか、保守点検、それから先程申し上げました浄化槽の法定検査につきましては確実に実施されると考えております。そのため、私どもとしましては、此の事業の推進を図っているところでございます。

その一方で、個人で設置される浄化槽につきましては、これは私供も力不足という点も多々ございますが、なかなか適切な管理がされていない浄化槽も見受けられると云う状況です。これらについて、更に適正管理を徹底していかなければ、府民の信頼性を更に向上させていくのにつながらないと考えています。そう云う観点から、更なる適正管理の徹底を進めていくにあたり、浄化槽法の法定検査制度を見直していきたいと考えています。

今、恥ずかしながら、浄化槽の法定検査の受検率が非常に低うございます。一桁と云う受検率でございまして、全国的にもワースト2位という状況でございます。そう云った状況の中で、下水道サイドからは、下水道の場合には、整備されると、どういうふうに汚水が処理されて、どういうふうな状態で河川に返って行ってるか、ちゃんと把握が出来ている。しかしながら、浄化槽を個人で設置されている場合に、果たして、どういうふうに管理され、どういうふうに放流水が、どんな水が河川に返って行ってるのか、皆さん誰も把握出来てないでしょうというふうに言われるケースがある。

また、全ばっ気型の浄化槽のイメージを持たれているお年寄りの場合には、浄化槽の排水は今でも以前と同様に悪いというイメージを持たれているケースがある。

そう云う事も合わせて払拭していくには、浄化槽の法定検査を皆さんが受検していただける様な形に持って行って、浄化槽に対する信頼性向上を図っていかなければ、更なる浄化槽の整備推進につながっていかない。

これまでの浄化槽の法定検査は、知事の指定検査機関から検査員が一つづつ浄化槽の場所に行って、外観を中心とした検査を行ってきました。これは、専門の検査員が現地に赴いて検査をするわけですから、管理状況ですとか、構造上の問題ですとか、そう云った事を的確に問題点を把握出来る確実な検査方法です。しかしながら、ユーザー、設置者の方からは、保守点検業者さんとやっている事の違いが分からないという苦情を聞く事がございます。

確かに、検査員が行くと、マンホールの蓋を開けて、色々ブロワーの動かし方を変えたりして検査をしても、違いは何ですかと、保守点検をされている皆さま方も当然ちゃんと動いているかどうか、また構造上の問題が起こってないかどうかを見ていただいているという点に於いて、非常に似た事をしているということで、分かりやすい説明が必要になってくるのかなと考えております。

それとですね、実際に検査員が現地に行って検査をすると云う事になってくると、それなりの時間が必要になってまいります。

そう云った中で、近年、全国的に導入が進んでいるのは、BOD検査を主な指標にする検査。これまでの外観を中心とした検査から、処理水質を主な指標とした検査への移行が進んできています。この利点といいますのは、先程申しました様に、従来の外観検査を中心としたものはユーザーの方には分かりにくいと云う話をさせていただきましたが、水質検査と云うものを主な指標とすることによって、ユーザーの方からすると、保守点検との違いが少し説明がし易くなると考えています。

また、そう云った制度を導入する中で、今までの専門の検査員だけでなくて、業界の方々に協力していただいて検査を行う手法を取り入れるなど、皆さま方との協力関係を築きやすい制度が出来ないかというような事を考えています。

これからの検討という事ですので、最終的な形はこうなりますと断言することはできませんが、従来よりも設置者の方々からも分かりやすく、皆様方とも連携関係を組みやすい制度を今後1年をかけて検討してまいりたい。その結果として、新たな検査制度を、体制を構築して、来年度からその検査を導入していきたいと云う事で、この夏の7月、8月、9月位にどういうふうな検査制度にするか、検討会を設けて、検討していきたいと考えています。

更に、その後には、具体的な検査の実施に向けた規定作りを、進めたいと考えております。それらを検討していく過程に於きましては、皆様方に色々とご意見を伺う機会も出てくるかと思っておりますので、その際には、ご協力をお願いしたいと思っております。

今日のところは、何か資料をお持ちして、具体的にこういった事についてと、ご意見を伺えれば良かったのですが、未だそこまでの作業は進んでいません。これから検討会を設けていきますと云う程度の、本当の出だしの部分のご説明しか出来ないのですが、今後そういう取組を進めて行きますとご説明させて戴くと共にご協力をお願いしたいと、お邪魔させて戴きましたので、ご理解の程宜しくお願いします。

PFIを活用した生活排水処理事業

先日、富田林市で一つの入札結果が発表されました。応札したのは一社のみという異例の入札でした。物件名は「第二期富田林市浄化槽整備推進事業」。これは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づいて公募された案件で、学識経験者等で構成される事業者選定審査委員会によって審査・決定されるものです。つまり落札金額の多寡によって一義的に業者が決定するのではなく、提案内容や財務状況等々の要素を吟味した上で決定されるものです。

物件の内容は約500軒の地域に対し、小型合併浄化槽を各戸に設置するというものです。設置された浄化槽は市所有となり住民が使用料を支払うことになります。

従来の生活排水処理の主流は下水管路を敷設して、各戸が本管に接続するといった面整備による集合処理です。昨年の東日本大震災でも報じられたように集合処理は、処理場に支障をきたせば、その地域の排水処理機能が麻痺するというリスクがあります。

一方、個別処理はそういったリスクがありませんが、浄化槽で処理される放流水の水質は、浄化槽の維持管理状態に左右されるというリスクがあります。

集合処理と個別処理は、どちらが優れているかというのではなく、どちらの手法がその地域に適しているかという観点で選択されるものです。当然ながら人口密集地域では集合処理の方が効率的かつ経済的ですし、下水道が未整備の地域では将来の人口推移や密集度合を考慮して、個別処理手法にした方が遥かにスピーディーかつ経済的に生活排水を処理できるでしょう。

PFI手法を使った生活排水処理事業は、日本各地で数年前から始まっています。府下市町村の担当者様におかれましては、地域の事情と財政状態を勘案し検討する事に値する手法だと存じます。また、組合員各位におかれては、新たな事業展開の参考となることを期待してやみません。

企業コンプライアンスについての講習会要録

講師：はばたき綜合法律事務所　弁護士　木 村 真 也 氏

日時：2012年6月20日㈬ 定例理事会において　場所：大阪府衛生管理協同組合会議室

企業コンプライアンスの意味

本日はコンプライアンスというテーマでお話するように組合事務局より依頼を受けました。

コンプライアンスとは何だろうという話を少しさせて戴きます。いろんな意味を含んでいて、その中で主に一つは個人情報の取扱い、日頃皆様も何かと法律に接していらっしゃる部分が多いのではないかと思います。個人情報の話題をひとつのテーマ、もう一つのテーマとしては最近話題になっています暴排条例、暴力団排除条例がありますが、これらは森川先生の方から後程お話させて戴きます。

お手元の資料に基づき、まずコンプライアンスとは、について簡単にお話させて戴きたいと思います。コンプライアンスと片仮名の言葉で分かりにくいですが、法令順守と日本語で言われることがあります。なかなか意味の分かりにくい言葉かなと我々も普段感じております。

コンプライアンスの意味内容として、法律に違反しないということが中身の一つとして入ってくるのですが、それだけではないと言われております。では何処まで入るのかと言うと、法律の趣旨に則ってやりましょうよ、法律の精神に則ってやりましょうよと言う所まで含んでいるといわれます。

道徳的な事までは含まない、倫理的な事までは含まないけれども、法律違反しないぎりぎり、黒でなければ良いというラインではなくて、グレーは出来るだけ排除して、基本的には白の世界できっちりやるという事が、企業の皆さんの社会への責任だという考え方です。違法な事はしてはいけないことは勿論ですが、違法ではないぎりぎり、望ましくない事も排除していきましょうと、その為に、どんな事を注意すべきでしょうかという事を考えていきましょうと、そんな議論がなされております。そういう問題点が広くコンプライアンスなどと呼ばれているのかなと思います。

ここに列挙させて戴きましたが、典型的にコンプライアンス違反、という事で問題にされるような事例は今日もお話させて戴く、個人情報の取扱いの不備、漏洩が含まれます。たとえば、会社で持っておられる名簿が何らかの事情で漏れてしまって、不祥事になり新聞に載ることがあります。会社のデータをUSBに入れて持って帰って、飲んで帰る途中で何処かに忘れて帰る。そこに何百人、何千人、何万人の住所、電話番号が入っていて、会社が謝っておられる。そんな記事が出たりすることがあります。これが個人情報の問題であります。

それから、暴排条例に関係しますが、暴力団との関係をきっちり切りましょう、そういう事がないように、日頃から色々の手を打ちましょうよ、そういった活動をしましょう。或いは株主総会の総会屋との関係も断ち切っていきましょう。そういう事が問題にされることもあります。それは、後程、森川弁護士の方から詳しく話させていただきます。

その他のコンプライアンスといっても広いですが、例えばよくある偽装請負と言われるものなどが問題となります。すなわち、実際は従業員として働いておられ、従業員と言う実態はあるのですが、請負契約として、色んな規制を免れようとされることもありますが、そういう事が労働法の精神としては合わないんじゃないかという議論がなされています。

或いは、サービス残業といいまして、所定の労働時間を超えて残業しているのに、残業代を払わない。そういう事も世の中に実際有りますが、そういう事も改めていきましょうという議論がなされることもあります。

更に、所得隠しの法人税法違反など、その他諸々ありますが、色んな分野で広い範囲でコンプライアンスと言われる事がありまして、そこでは法律違反かどうかだけではなくて、法律の精神に則り、より良い形のものを目指しましょうと、そんな議論がなされています。

コンプライアンスと個人情報保護法

それをふまえまして、3ページの方にいきますと、ここから先がコンプライアンスの一つである個人情報保護法の内容について簡単にかいつまんで御説明させていただきます。個人情報保護法は平成15年には出来ていた法律でありまして、出来てからかなり長いんですが、実際に内容が施行されたのは平成17年と、少し間があいていました。

15年から17年の2年位はこういう法律が出来ますよということで案内だけがなされていたけれど、具体的には施行されていなかったという時期がありました。このことの意味は後ほど出て来ますけれど、個人情報保護法はかなり厳しい法律なんですね。個人情報保護法を守りましょうと言うのは簡単なんですけれど、日頃、ありとあらゆる所で個人情報は扱われているので、それをこんな一般の法律でばさっと広範囲に規制してしまうのは、とんでもなく影響の大きい法律なのです。そういう事もあって、法律が出来て、いきなり施行という事は余りにも厳しすぎますね、という事が国の考え方で、それで少し間をあけたのです。それで、少し間をあけたけれど、平成17年以降は完全に施行されていて、その後は色々と問題

個人情報の範囲

まあそんな厳しい個人情報保護法の要点をご説明させて戴いて、一般論が多いので、やや退屈なお話で恐縮ですが、教科書的にはこうなんですよと、まあ後、実際どのようにしていきましょうかと、色々考えることが必要ですが、その辺を少し触れさせて戴きたいと思います。

まず、個人情報保護法のいう個人情報とは何ですか、という事に入っていきます。個人情報を守って下さいという法律なのですが、個人情報という言葉も誤解を招きやすいです。ここに定義してあるのですが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが出来るもの、という事になっております。

まあ、これ自体分かりにくく、眠たくなるようなことですが、プライベートな情報とは、だいぶ違う部分があるのをご注意戴きたいのですね。例えば或る人が病気を持っているとか、結婚しているとか、そういう事はプライベートな情報ですが、その事自体でその人の特定に結び付かない事は、それは個人情報とは言わないというようになってくる場合もあるのですね。

名前、住所、電話番号、そういうその人に繋がっていける情報が個人情報という風に定義されています。それがプライベートかどうかとか、新聞に載っているかどうかとは関係のない話ですね。

その方がインターネットで仮に自分の住所、氏名をオープンにされていたとしても、その住所、氏名が個人情報でなくなることはないのです。秘密でなければいけないとか、プライベートな情報でなければいけないという制約はここには掛かっていないので、ある個人に繋がっていきますよ、が起こったりしている状況にあります。

ちなみにcf.という事で書きましたが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、これは政府の機関の個人情報を扱うものです。また、独立行政法人、例えば大学とかですね、そういう所の個人情報も同じ様な法律が定められています。ちなみに、地方公共団体のルールは条例で定められております。大体、個人情報保護法と似た様なルールの条例が各市の条例で定められております。それによって地方公共団体の持っている個人情報が管理されていることとなります。

第2　個人情報保護法について

1　個人情報保護法とは

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）
精神規定は公布とともに施行，平成17年4月1日に義務規定部分が施行
ｃｆ．　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十八号）
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十九号）

2　個人情報保護法の適用

個人情報保護法の多くの規制は，「個人情報取扱事業者」が「個人情報」を取り扱う際に適用される。

(1)個人情報とは

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう[3]。

以下のものは個人情報か？
・取引先個人の氏名
・取引先会社の社長，担当者の氏名
・メールアドレス
・新聞等で公表されている個人の氏名

(2)個人情報取扱事業者とは

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等[4]を事業の用に供し

[3] 個人情報保護法２条１項
[4] 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
二　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（個人情報保護法２条２項）
個人情報の保護に関する法律　（以下「法」という。）第二条第二項第二号　の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう（個人情報の保護に関する法律施行令１条）。

3

平成24年6月20日
はばたき綜合法律事務所
弁護士　木　村　真　也
弁護士　森　川　憲　一

コンプライアンスについて

第1　コンプライアンスとは

第2　個人情報保護法について

第3　暴力団排除条例について

1

であり[5]，過去六月以内のいずれの日においても五千を超える事業者[6]。

3　個人情報の取得に関する留意事項

利用目的の特定	i 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない（15条）
適正な取得	i 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない（17条）。
利用目的の通知等	i 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない（18条）。

[5] 個人情報保護法２条３項参照
[6] 個人情報の保護に関する法律施行令２条参照

4

第1　コンプライアンスとは

1　コンプライアンス（企業コンプライアンス）の意味[1]

corporation compliance
企業が法律や内規などのルールを遵守して活動すること（法令順守）[2]
近年，企業の社会的責任（CSR：corporate social responsibility）と共に重視されている。
・法令に従うこととの異同
・企業倫理（モラル）との異同

2　コンプライアンス（違反）が近年問題とされる事例

- 個人情報の取扱いの不備，漏洩
  - i 個人情報保護法違反
- 暴力団との関係の排除
  - i 暴力団排除条例，総会屋対策
- 偽装請負，サービス残業
  - i 労働基準法，労働契約法違反
- 所得隠し
  - i 法人税法違反

[1] 経営法友会マニュアル等作成委員会『コンプライアンス・プログラム作成マニュアル』2頁，岡村久道新訂版『個人情報保護法』530頁
[2] 日本経済団体連合会において，企業不祥事防止への取り組み強化を目的として，「経団連企業行動憲章」を2002年10月に「企業行動憲章」へ改定した際，法令順守の徹底を強調しており，2004年5月の再改定版も同様の点を強調した上，その本文において「個人情報・顧客情報の保護」に言及している（岡村・前掲530頁）。

2

ある個人が特定出来ますよという情報であれば個人情報になります。

だから、個人の住所、氏名、電話番号が典型的ですが、その程度のものは公表されているかどうか、電話帳に載っているかどうか、そういう事と関係なしに、全部個人情報になりますので、要するにお取引先などに関係して、個人さんがいらっしゃれば、個人情報は山ほど普段から扱っておられる、という事に自ずからなっていきますね。

少し問題になりますのとして、レジメの下に書いております取引先個人の氏名が個人情報に当たりますかというと、当たります。取引先が会社であれば、会社さんの住所などは個人情報ではありません。会社ではないからです。

会社の連絡先は個人情報ではないですが、けれどその会社にいらっしゃる何々部長という名前、住所は個人情報になってきます。取引先は法人であれ、個人であれ、そこに関わっている個人がいらっしゃれば、その方に繋がってくる情報は個人情報です。

メールアドレスは個人情報に当たるかといえば、状況に依ると言われていまして、abc@なにかというだけのメールアドレスとすると、名前と全く関係のないアドレスの場合がありますよね、そんな時はそのメールアドレスは何処の誰べえか繋がらない、誰とも分からない場合は個人情報じゃないと言われていますが、Kimura.habataki@law というメールアドレスなら木村と分かるから、そういう様になってくると個人情報だろうなと言われています。余りはっきりせんとこもあるのですが、基本的には個人情報に当たると考えて戴いて、注意して扱うのが無難でしょう。

レジメでその下に書いている、新聞等に公表されている名前であっても個人情報ですよと、いうことになります。

個人情報取扱事業者とは

次に(2)で書いています個人情報取扱事業者とは、今度は個人情報を取扱う事業者の方はこういう義務がありますよ、というのがこの法律の仕組みなので、皆様、事業されている方々は個人情報取扱事業者に当たれば、この法律の義務を守らなければいけないという場面が増えます。なので、これに当たるかどうか問題になりますけれども、かなり多くの方は当たられると思います。

具体的に書いていますのは、個人情報データベース等を事業の用に供しており、五千件以上のデータを持っておられる方で、要するに、お客さんであれ、従業員であれ、色んな個人の名前を五千件以上の名簿を持っておられたら、個人情報取扱事業者に当たりますので、個人情報保護法上の色んな義務について、違反をすればいけませんよというルールが直接かかります。うちは未だ四千件しかないという方には、それはおめでとうございますという話で、そういう方は、この法律の直接適応は、未だ受けてない面はあります。

但し、個人情報の保有件数というのは波がありますので、過去六カ月以内のいずれの日においても五千件いかないということが問題となります。現在四千件あるならあっという間に五千件に増えてしまうと思いますね。そういう方は日頃から、うちは三千件だけれども、今のうちからやっておこうという注意はされておいた方が良いのではないかなと思います。

個人情報取扱事業者の責務

では、個人情報取扱事業者にうちは当たります、うちには個人情報があります、という時に、どうしなければいけないのですか？というのが4ページからのお話です。

個人情報はこのように扱いましょうというのが法律の定めなのです。なかなか杓子定規なのです。大きく分けると、利用目的の特定、適正な取得、利用目的の通知等、という事で、個人情報をまず、手に入れる時はこういうルールでやって下さいね。というのが此処にあります。

お客さんと初めて取引しました、すみませんが、お名前と住所を教えて戴けませんか。から始まりますよね。その住所は、どうやって貰いなさいよというあたりについて、この法律は注文をつけるという事なので、具体的に、どんな注文が付けられているかと云いますと、その情報は利用目的をできる限り特定してくださいね、という事になっています。つまり、お客さんから今戴いたお名前、住所は、こういう目的で使いますよと決めて、情報は受取りましょうと。

取敢えず、名前と住所を聞いといて、その名前と住所を何に使うかは、後で考えますというのはダメです。この、今回のお取引に関係する事項について個人情報を使うのですよ、というような事を決めてやりましょう。まあ、言わなくても、ある意味、それはそういう風に伝わっているかと思いますが、例えば後で、この方に全く新しい商売のＤＭを送ったら売れるかなと、新しい商売のＤＭをいきなり送りつけて良いかというと、それは個人情報を貰った時の目的から逸脱していませんか、というのが後から問題になるわけです。

個人情報を貰う時は、こういう目的で使いますよ、よろしいですねと言って貰って下さいね、というのが、利用目的の特定になります。

後は、偽りその他の手段で貰ってはいけない。これは当たり前かもしれませんが、堂々と個人情報を貰いましょうねと、利用目的の通知等で、先程、利用目的を決めた以上はその利用目的はお客様にちゃんと伝えて下さいね。今回の取引及び関連サービスの為に個人情報を使わせて貰いますという事を決めて、それをお客様に伝えて戴いて貰うのですよ、という風にして下さいねというのが、この法律の注文です。

つづいて、5ページに入らせていただきます。

今度は、そうやって集まってきた個人情報を、うちは五千件個人情報が集まっています。それは、どういう風に使うのですか、勿論、商売に使いますよ。使う時に、法律がこれをしてはいかん、あれをしてはいかんという事を決めている事が4つ程あります。

それは、一つ目が利用目的による制限で、先程情報を取得する際に利用目的の制限をして、本人に伝えて下さいねというお話がありましたけれども、伝えた目的の範囲で使って下さい。という事になっています。その為に目的を決めて伝えているのだから、法律の理屈とすれば、当たり前と言えば当たり前ですが、そこが昔から情報が溜まっているものを、その後の状況によって、違う目的で使いたいなと思っても、それはご本人の同意がなければだめですよというのが、基本的なルールになっております。

それから、次の方がむしろ重要かもしれませんが、第三者に提供することは出来ませんよと、いうことです。個人情報を五千件持っていますと、これをちょっと他所の業者に見せたりたいのだが、良いだろうか？基本的にはそれはダメなんですよという事になっております。これが、情報を下さいと言われて出して良いかどうか、という場面でよく問題になるルールかなと思います。原則としてはそれはダメで、本人の同意を得るか、或いは、法令に基づく場合とか、人の生命、身体の保護の為に必要な場合とか、ごく限られた場合でないと、基本的には第三者に提供する事は出来ません、というルールがあります。まあ、細かな例外のルールは色々あるのですが。

あとは、三番目でデータ内容の正確性の確保、すなわち間違っていたら直して下さいね、ということです。四番目は、失くしたり、漏れたりすることのない様に、きちんと社内で管理して下さい、ということです。従業員がそれをコンピュータに入れて持って帰って、飲んで帰って忘れましたという事がないように、会社としてもきちんと管理して下さい。そんなルールになっています。

それと5ページの下に書いていますが、第三者に提供する場合の例外としてどんな事があるか、という問題があります。一つは税務調査、税務署から何か質問を受けてそれに応じるとか、警察の調べに応じるとか、そういうものは、国の機関の要請に基づく場合になるという事で許されると言われています。

あとは、元々の利用目的の達成に必要なため、第三者に業務を委託して、その第三者に個人情報を渡す事は許されるとなっています。

或いは、よくあるのは、6ページの②に書いてある事業承継の場合ですね、うちの会社は五千件個人情報を持っていますけど、この際B社さんと合併します。それで大きくなりますという時に、そのB社にその資料を見せられないのでは、合併出来ませんので、その場合には許されますよ、或いは事業を承継する場合も同様ですよというルールがあります。

細かな事については、その場面でご相談戴ければ、こういう場合は大丈夫ですよとか、詰めて議論させて戴きたいと思います。大雑把に言いますと以上のようなルールになっております。ちょっと杓子定規な抽象論になりましたが、個人情報を手に入れる時の注意事項、個人情報を手に入れた後はそれをきっちり管理して下さいねという事で、わりとやかましいルールかなと思いますので、ご注意戴けましたらなと思います。

〈講師紹介〉

はばたき綜合法律事務所

弁護士　**木村真也**氏

略　歴

1997年３月	大阪大学法学部卒業
2000年４月	弁護士登録（大阪弁護士会）
2006年４月～	倒産実務交流会 幹事
2006年～	全国倒産処理弁護士ネットワーク会員
2009年４月～	はばたき綜合法律事務所パートナー
2010年度～	大阪大学法学研究科・民事回収法／民事手続法概論 非常勤講師
2010年９月～	大阪弁護士会 司法委員会 倒産法部会 債権法改正と倒産ワーキンググループ副座長
2011年度～	大阪市立大学法学研究科・倒産法演習 非常勤講師
2011年４月～	大阪府衛生管理協同組合 顧問弁護士
2011年７月	最高裁判所 司法研修所 第一部（裁判官研修）共同研究会 講師
2012年４月～	大阪弁護士会 司法委員会 副委員長（手続法部会担当）

主な取扱分野

事業再生、事業再編（M&A）、会社法務、商事取引、倒産、民事保全、民事一般

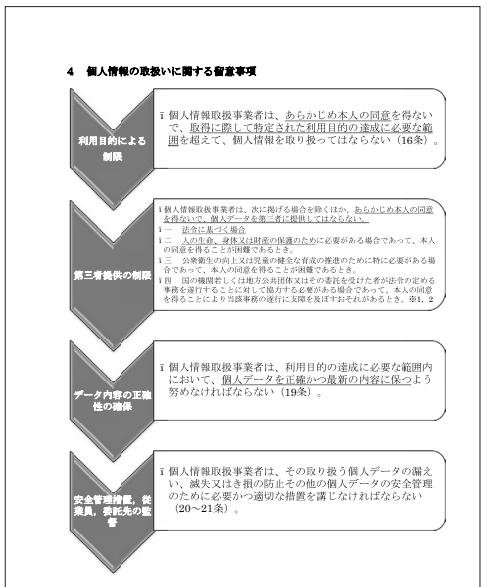

※1　4号の具体例として，事業者等が，税務署の職員等の任意調査，警察の任

意の求めに対し，個人情報を提供する場合が挙げられる（経済産業省ガイドライン，三浦亮太ほか『完全施行対応　個人情報保護法の企業実務』210頁）。

※2　以下の場合は第三者への提供が許されることがある（23条4項）。
①利用目的達成の必要な範囲で全部または一部を委託する場合。
②合併その他の事由によって事業の承継をする場合
③特定のものとの間で一定の条件で共同利用する場合

5　まとめ